

平成27年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 東部福祉保健事務所								
実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項		
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
東部	軽費老人ホーム	実地	平成27年10月5日	(福)ふれあい	岩井長者寮	第2の5ウ 事故発生時の対応	事故発生防止のための職員研修の記録がないので、実施内容を記録すること。	(再発防止策) 平成28年度は6月に事故発生防止委員会を行い、8月に職員研修の日程を計画しており、職員研修の議事録作成を行う。 (是正又は改善状況) 平成28年8月に虐待防止・事故防止の研修を行う計画で、その際に議事録の作成を行う。
						第2の1(11)イ 施設の運営管理体制の確立	その他の固定資産 修繕積立金として年度末現在17,000,000円があるが、人件費積立金、施設整備等積立金しかできない。修繕積立金は目的外取崩しになるので理事会承認して施設整備等積立金として計上すること。また賞与積立金も計上できないので、取り崩して人件費積立金、人件費積立資産とすること。	(再発防止策) 社会福祉法人会計を熟知し又、社会福祉法人会計を正しく行えるよう28年度より税理士に委託を行い内容の確認を相談しながら行う。 (是正又は改善状況) 平成27年度の決算において、修繕費積立金は、施設整備費等積立金へ科目修正を行い、賞与積立金は賞与引当金に変更を行いました。
東部	軽費老人ホーム	実地	平成27年10月16日	(福)フォイボス	里久の里	第2の1(2) 施設の運営管理体制の確立	平成20年基準改定により「運営規程」を定めることとなったが、名称が「管理規程」のままであるので、改定すること。	(再発防止策) 今後は、県等からの通知文書等を熟読し、速やかに仏ような対応をしていきたい。 (是正又は改善状況) 平成28年4月1日付で管理規定の名称を運営規程に変更します。
						第2の5ウ 事故発生時の対応	事故発生防止のための検討委員会が開催されていない。委員会のメンバーを幅広い職種(例えば施設長、事務長、介護職員、生活相談員、施設外の安全対策の専門家など)で構成し、定期的に開催すること。	(再発防止策) 構成メンバーについて、拡大するとともに、事故発生がなくても、ヒヤリハットを題材として、リスクマネジメント委員会を定期的に開催する。 (是正又は改善状況) ①4月1日から委員会メンバーを拡大するとともに、事故発生がなくても、委員会を定期的に開催する。 ②ヒヤリハットの事例についても、出来るだけ記録する。
						第1の1(2) 入所者処遇の充実	身体拘束廃止委員会を設置すること。また身体拘束の事例がない場合においても、委員会において、身体拘束を判断する体制・手続、施設設備の改善、職員などへの啓発等計画に盛り込むべき内容の検討が行われた。また身体拘束につながる制限行為についても点検・検討を行い、その記録を作成し保管されたい。	(再発防止策) 身体拘束の発生はないが、施設内での身体拘束廃止についての取り組みを周知する。 (是正又は改善状況) ①身体拘束廃止委員会を分離独立させるとともに、メンバーを拡大する。 ②早急にマニュアルを作成する。
						第2の1(7) 施設の運営管理体制の確立	生活相談員の配置について、資格要件を満たしていない者が従事しているため、資格のある者に従事させること。	(再発防止策) 職員の配置に当たっては、必要な資格要件のうむについて、慎重に検討したい。 (是正又は改善状況) 平成27年12月1日付で、資格のある生活相談員を配置するとともに、県長寿社会課に届け出を行い、受理されました。
						第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	経理規定第39条3によれば、金融機関取引印は「理事長が責任をもって保管することとする」とされているが、施設長によって取引印が管理されている。必要に応じて経理規定を改定すること。また会計責任者によって承認がなされたか確認できない支払いが一部あった。経理規定第2条のとおり、支払いに対して会計責任者の承認の記録が確認できるように運用すること。	(再発防止策) 経理規定に沿った経理処理を行うよう、関係職員に周知徹底します。 (是正又は改善状況) 施設長が、金融機関取引印を扱えるよう、経理規定の改正を行う。(平成28年4月1日施行予定) また、会計責任者の承認がないままでの支払いが行われないよう、関係職員に徹底しました。
東部	特別養護老人ホーム	実地	平成27年11月10日	(福)賛幸会	のでらまゆう	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	社会福祉法人は極めて高い公益性を有し、予算を着実に執行することが求められているが、予算を大幅に超過した費用が見られた。必要であれば補正予算を編成すること。	平成28年3月17日の理事会で平成27年度補正予算編成している。
東部	軽費老人ホーム	実地	平成27年11月13日	(福)やず	ケアハウスすこやか	第2の1(3) 施設の運営管理体制の確立	入所者に提供するサービスに関する計画が一人も作成されていないので、全員分作成すること。	(再発防止策) 介護事業に関する情報を適宜把握し、迅速に対応できるよう制度の精通に努める。 (是正又は改善状況) 入居中の方に聞き取りやご家族様との面談を行い鋭意整備をしている。4月頃を目途に、入居者全員の「施設支援計画書」を整備する予定である。今後は遺漏なく「施設支援計画書」を作成する。
						第1の1(1)ウ 入所者処遇の充実	ケース処遇の進行管理について、アセスメントは他機関から情報提供された情報のみならず、施設で作成されている「共通利用受付票」等を活用して、入所(予定)者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めること。また計画に掲げた目標に対して適宜モニタリングを行うこと。	(再発防止策) ケース検討会議等を活用し情報の共有に努める。 (是正又は改善状況) 「施設支援計画書」を作成し、早急にケース検討会議を開催する。また、適宜、モニタリングを行う。
						第2の5ア 事故発生時の対応	平成26年3月3日に発生した事故について、県、町に報告が行われていないので速やかに報告すること。	(再発防止策) 「事故発生防止及び事故発生時対応のための指針」を改訂し発生防止に努めるとともに、発生時には迅速な報告をすること等の周知を図った。 (是正又は改善状況) 平成28年2月25日に県、町に提出した。
東部	特別養護老人ホーム	実地	平成27年11月16日	(福)健推会	健推庵こくふ	-	-	-
東部	特別養護老人ホーム	実地	平成27年11月19日	(福)鳥取県厚生事業団	いこいの社	第2の3ウ 防災対策の充実強化	消火訓練及び避難訓練を平成25、26年は年1回しか実施していないので、定められた回数以上(年2回以上)実施すること。また他施設との合同訓練として行っているが、貴施設の参加者が少ないので、参加者の検討を行うこと。	(再発防止策) 消防計画に基づき訓練を実施する。避難訓練及び消火訓練 昼間想定 避難訓練及び消火訓練 夜間想定 通報訓練 合同防災避難訓練 (是正又は改善状況) 平成28年3月に避難訓練及び消火訓練を実施する。また、参加者については、入居者の体調等配慮の上、出来る範囲で参加できるように配慮する。
東部	養護老人ホーム	実地	平成27年11月20日	(福)鳥取福祉会	鳥取市なごみ苑	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	利用者からの入金があるにも関わらず、現金出納帳がなく、出納記録が確認できない。また日々の現金残高照合の記録が確認できない。経理規定どおりに適切に取り扱うこと。	(再発防止策) 利用者からの入金は原則、口座振替又は現金振り込みとする。ただし、利用者の都合によりやむを得ず現金を預かる場合は利用料現金出納帳へ記載する。利用料現金出納帳様式に日々の確認印欄を設け、施設長の確認を証明できるようにする。また、金庫内現金一覧表に日々の確認印欄を設け施設長の確認を証明できるようにする。 (是正又は改善状況) 現金出納帳を作成し、即日入金でも記録を作成している。また、利用者への振り込みでの支払いへの変更を相談していく。金庫内現金一覧表に日々の確認印欄を設け使用する。

東部	軽費老人ホーム	実地	平成27年11月27日	(福)親誠会	ケアハウスひまわり鳥取	第2の5 事故発生時の対応	事故への対応について、事故発生から速やかに再発防止について施設内で協議し対策を講じているとのことであるが、2カ月に1回開催している事故防止検討委員会の議事録に各事故に対する簡略された再発防止策を記録されているのみである。事故が発生した際は、速やかに事故原因の解明とその分析を通じた改善策を記録し、職員に周知徹底する体制を整備すること。また事故防止委員会を法人全体で開催しているが、ケアハウスの参加者は1名のみとなっているので、当該委員会の構成メンバーは幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員、施設外の安全対策の専門家など)により構成し、報告された事例の集計と分析や防止策を講じた後の効果についての評価等を行うこと。	(再発防止策) ①委員会へ全員が出席する ②事故報告書の提出後速やかに事故原因を検討・分析し改善策を話し合うこととする。結果を記録し周知徹底する。 (是正又は改善状況) 事故発生時、原因の分析と再発防止のための検討を速やかに行い事故の再発防止に繋がる改善策を検討する。書式の変更を行い、事故の原因分析結果及び再発防止策を記録し全職員へ速やかに周知徹底できるようにした。 事故防止検討委員会メンバーに関しては委員全員が出席して幅広い職種・視点で集計・分析・再発防止策の効果进行评估していくこととした。
						第2の1 (7) 施設の運営管理体制の確立	平成25年11月11日から平成26年10月31日まで生活相談員として配置された職員が生活相談員の資格要件を満たしていなかった。配置の際は資格要件を確認すること。	(再発防止策) 社会福祉主事等資格確認を行う。 (是正又は改善状況) 育休明けで、既に生活相談員が復帰しているため、改善できている。
						第1の1 (4) 入所者処遇の充実	身体拘束廃止委員会を設置すること。また身体拘束の事例がない場合においても、委員会において、身体拘束を判断する体制・手続、施設設備の改善、職員などの啓発等計画に盛り込むべき内容の検討を行われない。また身体拘束につながる制限行為についても点検・検討を行い、その記録を作成し保管されたい。	(再発防止策) 体制を整備していく。 (是正又は改善状況) ①身体拘束廃止委員会を設置し、記録を作成する。 ②身体拘束排除に関するマニュアル、身体拘束ゼロ対策マニュアルを見直し、確認していく。 ③年1回は研修会を実施する。また、自己チェックと振り返りを行い、自らの介護を見直し検討する機会を作る。 ④今年度は3月に実施し検討会を行った。
						第2の1 (11)イ 施設の運営管理体制の確立	平成26年度中において、ケアハウスひまわり鳥取の修繕費積立金として積立が行われていた34,900,000円のうち、10,900,000円が目的外に取崩しがなされていた。積立金(その他積立金)とは、理事会の議決に基づき積み立てるものであり、修繕費積立金を運転資金として流用することは、目的外使用となる。積立金の積み立て、取崩しは理事会の議決を経て行うこと。	修繕費積立金は、現在、普通預金口座とは別の銀行預金口座にて管理しております。今後は管理を厳格に行うとともに、やむを得ず目的外使用する場合は、理事会での承認を得るように致します。
東部	地域密着型特別養護老人ホーム	実地	平成27年11月30日	(福)れしーぶ	ホワイトガーデンゆず	第1の1 (4) 入所者処遇の充実	身体拘束廃止委員会を設置すること。また身体拘束の事例がない場合においても、委員会において、身体拘束を判断する体制・手続、施設設備の改善、職員などへの啓発等計画に盛り込むべき内容の検討を行われない。また身体拘束につながる制限行為についても点検・検討を行い、その記録を作成し保管されたい。	(再発防止策) 対象となる具体的な行為、緊急時の要件などを委員会を確認し、全職員へ周知する。 (是正又は改善状況) ユニット内でリーダーを中心に研修会を実施した。
						第1の1 (7)(イ) 入所者処遇の充実	感染対策委員会をおおむね3月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ること。また従業員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。なお、感染症マニュアルについては感染症が発生した場合の具体的体制の追記、食中毒予防マニュアルについては家庭用になっているため大量調理マニュアルを参考にマニュアルを見直すこと。	(再発防止策) 実施記録を作成しファイルに保存した。ユニットで実施していたため、全体での管理ができていなかった。 (是正又は改善状況) ユニット会の記録から整理して全体で共有できる感染症ファイルとして管理することとする。 マニュアルの見直しは検討中。
						第1の1 (10) 入所者処遇の充実	苦情に対する措置の概要を施設内に掲示すること。	(再発防止策) 法令を遵守し実施する。 (是正又は改善状況) 苦情に関する概要について施設内掲示した。
						第2の2 (3) 必要な職員の確保と職員処遇の充実	開設前職員研修以降、研修の実績がない。職員の資質向上のための研修の機会を確保すること。	(再発防止策) 内部研修等の実施記録を保存していく。 (是正又は改善状況) 排泄委員会では、外部講師による講習を行ったが記録を残していなかったため改善していく。研修は計画的に実施することにする。講習会後はアンケートを実施し学習した成果を記録して保管する。
						第2の5 ウ 事故発生時の対応	事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。さらに事故が発生した場合の対応、事故報告の報告等が記載された事故発生防止のための手引きを作成すること。また事故が発生した場合の再発防止策を講じているとのことであるが記録がないので記録し職員に周知徹底する体制を整備すること。	(再発防止策) 研修会の実施。全体会議での事故防止取り組みを行う。 (是正又は改善状況) 事故防止策への研修についてユニット内で研修を行っている。 マニュアルの見直しは検討中。
						第2の2 (1)イ 必要な職員の確保と職員処遇の充実	介護等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員について、腰痛にかかる健康診断を実施していないので、採用時及び6月以内ごとに1回、定期に実施すること。	(再発防止策) 腰痛にならない予防研修の実施と定期受診を行ってきたい。 (是正又は改善状況) 来年度から腰痛検査を定期的に行えるようにする。
						第1の1 (3)オ 入所者処遇の充実	保存食の温度について、冷凍庫に温度計がなく-20℃以下に保たれているか確認できない。温度計を備えること。	(再発防止策) 温度計を準備する。 温度の記録用紙を作成し記録を残す。 (是正又は改善状況) 監査後、すぐに温度計を購入し設置を行う。庫内が-20℃以下に保てるように整理した。 -20℃以下になっているか記録し日々確認するようになった。
						第1の1 (13) 入所者処遇の充実	預り金規程が無いので整備すること。	(再発防止策) 状況に応じて対応していきたい。 (是正又は改善状況) 現在整備していない(預り金がないため、今後整備していく)
						第2の1 (11)エ 施設の運営管理体制の確立	賞与引当金は計上されているが、経理規程に賞与引当金に関する規定がないので、経理規程に盛り込むこと。(社会福祉法人モデル経理規程を参考にしてください。)	修正中

東部	軽費 老人ホーム	実地	平成27年12月1日	(福)れしーぶ	ケアハウスめぐもり	1	第1の1 (1) 入所者処 遇の充実	提供するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を入所者に周知すること。また外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。	(再発防止策) 「ケアハウスめぐもり介護サービス自己点検シート」を活用して、毎年1回点検を行い、その結果を入所者に知らせる。点検実施月は年間計画で明らかにする。 (是正又は改善状況) 「ケアハウスめぐもり介護サービス自己点検シート」を作成した。
						2	第1の1 (2) 入所者処 遇の充実	身体拘束を行っていたケースについて、その態様及び時間の記録がなかったのもれなく記録すること。また記録は5年間保存すること。	(再発防止策) マニュアルを整備し、身体拘束実施手順を明確にする。 (是正又は改善状況) 身体拘束マニュアルを新たに制定し、実施手順の中に「身体拘束等の実施記録(様式3)」を設けた。又記録の保存年限を5年に訂正した。
						3	第1の1 (3)才 入所者処 遇の充実	保存食の保存温度について、温度計の設置がなく-20度以下で保存できているか確認できない。温度計を設置し、日々記録すること。	(再発防止策) 温度計を取り付ける。 (是正又は改善状況) 3月15日に温度計を取り付け、記録できるようにした。
						4	第1の1 (7)(イ) 入所者処 遇の充実	感染対策委員会がおおむね3月に1回以上開催されていないので開催し、その結果を職員に周知徹底すること。	(再発防止策) 「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為に指針」を整備し、その基本的な考え方に沿って感染対策委員会の定期的な開催や職員教育に努める。 (是正又は改善状況) 2月29日に「感染対策委員会」を開催した。また、「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為に指針」を平成28年3月10日付けで整備した。
						5	第2の5 ウ 事故発生 時の対応	事故発生時のマニュアルはあるが、事故発生防止のための指針がないので整備すること。また事故発生防止のための職員研修が行われていないので、定期的な研修(年2回以上)を行うこと。	(再発防止策) 事故発生防止指針を整備し、年2回以上の職員研修実施を義務づける。又、年間事業の中で、事故発生防止のための職員研修を計画する。 (是正又は改善状況) 平成28年3月14日付けで「事故発生防止及び発生時対応指針」を整備した。研修計画については「平成28年度事業計画」にて計画する(平成28年3月末までに決定)
						6	第2の3 ウ 防災対策 の充実強 化	消防訓練及び避難訓練を年1回しか実施していないので、定められた回数以上(年2回以上)実施すること。	(再発防止策) 防火管理担当職員の退職により、3月8日付けで新たに防火管理者の選任と消防計画を届け出た。消防計画により、7月と12月に訓練を実施する内容とした。 (是正又は改善状況) 消防訓練を平成28年3月30日に実施する予定。
						7	第2の2 (1)イ 必要な職 員の確保 と職員処 遇の充実	介護、看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員について、採用時及びその後6月以内ごとに1回、定期的に腰痛に係る健康診断を実施すること。	(再発防止策) 腰痛にならないための予防研修を年間計画に取り入れる。他の業者で受診する。 (是正又は改善状況) 平成28年度から定期健診を行うよう鳥取保健事業団へ依頼した。
						8	第2の2 (2) 必要な職 員の確保 と職員処 遇の充実	勤務表を作成する際は、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。	(再発防止策) 勤務表の様式を変更し、常勤・非常勤の別を記載する。 (是正又は改善状況) 平成28年3月分より勤務表に常勤・非常勤の区別を表示するように勤務表を変更した。また、前管理者の退職により、管理者の兼務はなくなった。
						9	第2の1 (6)イ、ウ 施設の運 営管理体 制の確立	施設長が介護職員と兼務しているが、兼務により施設の運営管理に支障が生じているため、施設長専従とすること。	(再発防止策) 施設長を専従として配置する。 (是正又は改善状況) 平成28年2月1日付けで施設長が代わり、専従となった。
						10	第2の2 (7) 必要な職 員の確保 と職員処 遇の充実	生活相談員が介護職員と兼務しているが、直接入所者のサービスの提供に当たって生活相談員は専従とすること。	(再発防止策) 専従の生活相談員を配置する。 (是正又は改善状況) 平成28年2月より、専従の生活相談員を置いた。
						11	第2の1 (11)エ 施設の運 営管理体 制の確立	会計責任者の辞令書がないので、交付すること。	(再発防止策) 入居敷金について、透明性を確保し公表できるようにする。 (是正又は改善状況) 入居敷金における重要事項説明書の変更について、平成27年5月に家族会を開催し、承諾書に押印してもらった。貸借対照表への記載について、会計と相談して理事・評議会で承認してもらうこととする。辞令書については手続き中。
						12	第2の1 (11)エ 施設の運 営管理体 制の確立	退職積立預け金(その他の固定資産の部)平成26年度末6,718,985円(法人全体)あったものが、27年6月解約手続きにより解約給付金等が振り込まれたままとなっているようである。法人経理規程第55条退職給付引当金の規定及び法人退職金規程に基づき、所要額を算出して、退職給付引当金計上及び積立預金計上など適正に処理されたい。	(再発防止策) 今後は適正に処理する。 (是正又は改善状況) 退職給付引当金計上額が定額方法でどの機構に預けるのかははっきり決まっておらず、理事・評議員会では継続的な議論になっている。中小企業退職金共済が社会福祉施設職員退職手当共済への加入を検討している。

東部	軽費老人ホーム	実地	平成27年12月3日	(福)だんのさと	ケアハウス暖の里新館	1	第1の1(1)入所者処遇の充実	提供するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を入所者に周知すること。また外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。	(再発防止策) 利用者サービス、職員資質(人材育成)の向上、地域連携等具体的な内容を明記した事業方針、事業計画等を作成し理事会に提案して法人と事業所が一体となって取り組みたい。 (是正又は改善状況) ①利用者満足度調査・施行調査の実施、苦情解決検討会等の充実を図り、利用者のニーズの把握に努め、よりよいサービスの提供の努めていきたい。 ②法人内監事2名の内福祉に精通した監事により、業務チェックリストに基づいた点検を年2~3回行い訂正な運営確保に努める。 ③利用者サービスの向上を目的とした「福祉サービス向上委員会」を設置し、サービス改善に努め、いずれ福祉サービス第三者評価を受けるための土台作りとしたい。 ④HP更新、施設広報誌を通じ、情報公開・情報発信に繋げたい。 ⑤非常時の定期連携のみならず、地域包括ケアシステムの視点から地域との連携強化に取り組む。 ⑥福祉サービス・職員資質(人材育成)の向上の視点から職員研修、資格取得の推進、施設内の各委員会の活性化に積極的に取り組む。
						2	第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	経理規定第29条(残高の確認)第2項において「毎月末、取引金融機関の残高と帳簿残高を照合し会計責任者に報告する」となっているので、月次試算表作成時に各々通帳のコピーを添付するなどして確認すること。	(再発防止策) 出納職員は、毎月の月時報告時に残高を確認し、「現金・預金残高確認報告書」(別紙)を作成し会計責任者に提出報告する。 (是正又は改善状況) 実施は、平成28年1月試算表月時報告時より実施する。
東部	軽費老人ホーム	実地	平成27年12月3日	(福)だんのさと	ケアハウス暖の里(本館)	1	第1の1(1)入所者処遇の充実	提供するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を入所者に周知すること。また外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。	(再発防止策) 利用者サービス、職員資質(人材育成)の向上、地域連携等具体的な内容を明記した事業方針、事業計画等を平成28年度計画(案)に盛り込み、理事会に提案することで法人と事業所が一体となって取り組みたい。 (是正又は改善状況) ①利用者満足度調査、嗜好調査等の実施、苦情解決検討会の活性化を通じて利用者のニーズの把握、掘り起こしに努める。その結果を利用者等に公表することとしている。 ②法人内監査において監事2名の内福祉に精通した監事により、業務チェックリストに基づいた点検を年2~3回行い、適正な運営確保に努める。 ③利用者サービスの向上を目的とした「福祉サービス委員会」を設置し、いずれ福祉サービス第三者評価を受審するための土台作りを繋げる。 ④HP更新、施設広報誌発行を実施し、情報公開、情報発信に繋げたい。 ⑤非常時の地域連携のみならず、地域包括ケアシステムの視点から地域との連携強化に取り組む。 ⑥福祉サービスの向上、職員資質の向上、人材育成の視点から職員研修、資格取得の推進、施設内委員会の活性化に積極的に取り組む。
						2	第2の5ア事故発生時の対応	平成27年1月に発生した事故について、県、市に報告が行われていないので速やかに報告すること。	(再発防止策) ○事故の再発防止策としては、施設内事故防止検討委員会を開催し、危険箇所の点検と事故の検証により、ボイラー室の日常的施設を確認、実行している。 ○報告義務が履行されていないことについては ①法人全体で危機管理体制を確立するためにリスクマネジメント要綱(H27.10.1施行)を作成し、法人内にリスクマネジメント委員会を設置した。各事業所で発生した事故、ヒヤリハット事例について防止対応マニュアル(H27.10.1施行)に沿ってヒヤリハット報告書、事故報告書により報告を義務づけることと、法人、事業所全体に危機管理について意識改革を推進している。今後施設内職員研修会により事故防止対応マニュアルの研修を予定している。 ②重大な介護事故が発生した場合、「介護保険事業者における事故発生時の報告要領」及び「鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領」に従い、行政機関への報告をすることを防止対応マニュアルに明記している。 (是正又は改善状況) ○発生した事故について、御家族とは損害保険による補償により和解した。 ○行政への報告は、平成28年2月24日付で、鳥取市高齢社会課、事業者管理係及び鳥取県東部福祉保健事務所指導支援課へ提出した。
						3	第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	経理規定第29条(残高の確認)第2項において「毎月末、取引金融機関の残高と帳簿残高を照合し会計責任者に報告する」となっているので、月次試算表作成時に各々通帳のコピーを添付するなどして確認すること。	(再発防止策) 出納職員は、毎月の月次報告時に残高を確認し、「現金・預金残高確認報告書」を作成し会計責任者に提出報告する。 (是正又は改善状況) 実施は1月試算表月次報告時より実施する。
東部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)あすなろ会	ケアハウスあすなろ	1	第1の1(7)入所者処遇の充実	感染症予防委員会はおおむね3ヶ月に1回以上開催し、検討を行うこと。また検討結果は職員研修に活用されたい。	4月、7月、10月、1月の計4回開催することとし、それ以外でも必要に応じて随時開催することとした。
						2	第2の4秘密保持	職員の秘密保持について、退職後の措置を講じていないので就業規則や誓約書等により講じること。	再度「職員就業規則」を確認したところ、第21条第2項に退職後についての明記がありました。
						3	第2の5ウ事故発生時の対応	事故発生時には随時対応について協議は行っているが、事故発生防止委員会を定期的に開催し事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討し職員に結果を周知すること。また事故防止のための職員に対する研修が行われていないので、研修プログラムを作成し、定期的な研修を年2回以上開催すること。	年1回開催される法人内でのリスクマネジメントの研修に参加し、その結果を職員に周知する。施設内においても、事故防止策や安全対策等を話し合う職員研修会を年1回以上開催することとした。委員会も定期的に開催する。

東部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)こうほうえん	ケアハウスいなば幸朋苑	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	提供された財務諸表について、拠点区分第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式サービス区分別、資金収支明細書(会計基準別紙3)に準拠する様式ではないものが、拠点区分の財務諸表として提出されている。また新基準に基づいて作成する財務諸表は、新会計基準に規定する処理基準及び様式に準拠(遵守)することが強制されている。上記に即した拠点区分の財務諸表を提出すること。	法人内で検討中
						第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	拠点区分の財務諸表に対する注記が作成されていないので、作成すること。(改善確認のため提出すること)	法人内で検討中
						第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	経理規定第4条(会計年度及び財務諸表)3項の附属明細書が社会福祉法人モデル経理規定で法人が必要とする附属明細書となっていないので、経理規定を改正すること。	法人内で検討中
東部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)こうほうえん	ケアハウス新しいなば幸朋苑	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	提供された財務諸表について、拠点区分第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式サービス区分別、資金収支明細書(会計基準別紙3)に準拠する様式ではないものが、拠点区分の財務諸表として提出されている。また新基準に基づいて作成する財務諸表は、新会計基準に規定する処理基準及び様式に準拠(遵守)することが強制されている。上記に即した拠点区分の財務諸表を提出すること。	法人内で検討中
						第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	拠点区分の財務諸表に対する注記が作成されていないので、作成すること。(改善確認のため提出すること)	法人内で検討中
						第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	経理規定第4条(会計年度及び財務諸表)3項の附属明細書が社会福祉法人モデル経理規定で法人が必要とする附属明細書となっていないので、経理規定を改正すること。	法人内で検討中

平成27年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保健局

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項		
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
中部	養護老人ホーム	実地	平成27年8月25日	(福)敬仁会	シルバー倉吉	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	出納帳について現状は作成されていないので、経理規程に合わせるか、経理規程を変更すること。	日々の預金の出入金は、インターネットバンキングにより確認を行うこととした。平成27年10月理事会・評議員会にて経理規程第11条(2)補助簿(貯金)出納帳を削除し、経理規程を変更予定。
						第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	監事監査日当・交通費が施設で支払われているが、日当の支給が理事会等の日当支給規程より支払されている。法人の旅費規程ではないので、施設としての旅費規程第8条別表1によって支払うこと。	監事監査にかかる支出は、「理事会等日当支給規程」により支出することになっています。次回監事監査より、施設会計ではなく、本部会計にて支出することとします。(平成28年5月監事監査予定)
						第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	経理規程第25条金銭の支払いを有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいてシルバー倉吉で支払う根拠の書類が法人本部だけのものになっており、明確な書類を負担分として残すこと。金銭の支払いは、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行うとなっているが、本部(社会福祉法人敬仁会)での、当該施設の負担金の請求書が社会福祉法人敬仁会になっており、按分支払の根拠が不明となっている。支払按分を明確にすること。	当日十分な回答ができなかった、喀痰吸引等研修事業受講料の学証資料については本部より配布しました。また、本部が一旦支出し、事後に各施設に按分して清算処理する場合には、学証資料を必ず施設に配布し按分根拠を明記してその一覧表を添付することとしました。
						第1の1(13) 入所者処遇の充実	入所者からの現金入金の利用料が現金出納簿に反映されず簿外管理となっており、例えすぐに預金に入金するにしても、施設では数日間滞留しており、経理規程の補助簿に現金出納帳の作成するように改定して日々の現金を管理して残高確認を行うこと。その他、入所者預り金の現金払いの出納帳に記載漏れがあったので、担当者同志が必ず確認すること。○入所者の利用料について、現金出納帳が作成されず簿外経理になっており、例えすぐに預金に入金するにしても、施設では数日間滞留しており、現行の経理規程には、現金出納帳が規定されていないため、経理規程の改正が必要です。経理規程第11条(2)補助簿に現金出納帳を追加して日々の現金を管理すること。	現金出納帳を作成し、利用料等の現金入金および預金への預け入れの記録を行うこととしました。入所者預り金現金の現金授受は、利用者と職員2名が行い、金銭出納帳に必要事項の記入漏れ、現金確認を行うこととしました。
						第1の3 自立、自活等への支援援助	「総合的な援助の方針」に「認知症」とあるのに、認知症について検討されていない、病名に沿った援助となっていなかったなどの状況があったので、入所者個々の状況に考慮し、施設選別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助を行うこと。	総合的な援助の方針の中の「疾患」について検討されないよう、介護支援専門委員だけでなくサービス担当者会議参加者が事前配布資料をもとに確認します。合わせて施設サービス計画書への内容も具体的援助・自立支援に向けた記載にする。

中部	軽費老人ホーム	実地	平成27年9月8日	(福)親誠会	ケアハウスひまわり昭和町	1	第1の1(1) 第1の1(12) 入所者処遇の充実	入居契約書について入居者名の記載がないものが1件あったので、漏れがないよう作成すること。 また、サービス担当者会議で検討項目に挙がっている事項が検討内容に挙がってなく、入居者に提供するサービスに関する計画(居宅サービス計画で兼用)にも挙がっていないもの、居宅サービス計画に課題として挙げてある注意すべき事項に対する明確な援助が示されていないもの、「目標」と「援助内容」が整合していないもの、居宅サービス計画にケアハウスの位置づけがないもの、通所リハビリテーションが単に入浴と服薬確認のための位置付けとなっているものが見受けられたので、適正に計画を作成し援助すること。	指摘通り、記入漏れがあった方については訂正し今後漏れがないように作成します。また、サービス計画については居宅サービス計画での兼用は取りやめ処遇計画書を適正に作成し援助していきます。
						2	第1の1(9) 入所者処遇の充実	「基本計画」等に「ついでの家」とあるが、誤解が生じないよう、県条例にある基本方針に沿ったものであることが、一見してわかるよう表現を工夫するとともに、やむを得ず看取りを行う場合には入所者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を適切に行うこと。	誤解が生じる表現は改め県条例の基本方針に沿ったものになるようにしました。また、やむを得ず看取りを実施するようになった際には、その意向を確認し、処遇計画を作成した上で、入所者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を適切に行います。
						3	第2の1(2) 施設の運営管理体制の確立	運営規程(ケアハウスひまわり昭和町管理規定)第5条について、職員配置の根拠を県条例、県規則に基づくものとし、職員の人数と職務内容を記載すること。このことはH25、26年度も指摘している事項である。再度指摘するので改善すること。	運営規程について職員の人数と職務内容を記載しました。
						4	第2の1(2) 施設の運営管理体制の確立	就業規則(社会福祉法人親誠会)第4章第1節労働時間第32条(4)ケアハウスひまわり昭和町の勤務形態について、通常の規程として職員不在時間が生じている。空白の時間が生じないように規程を整備すること。	11月上旬までに、就業規則について職員不在時間が生じていることに関しては、空白の時間が生じないように規程を整備します。
						5	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	平成26年の当該施設の監査で、積立金が資金管理の通帳と一緒の管理になっており理事会の承認もなく流用していたことを指摘して改善報告が提出されているにも関わらず、平成27年度2月まで、その状態が放置され、本部からの拠点区分借入金で別の預金口座に振り替えて積立資産としてあつかも年度当初から存在するようないかなる経理処理が行われていた。資金がもともと足りないのに、積立資産が存在するようないかなる会計処理を日々繰り返して預金残高照会も積立資産があることが前提で毎月行っていた。この様な状態に陥った経緯を報告すること。	改善報告では、平成26年10月末改善予定としておりましたが、事務遅延により平成27年2月の実施となりました。また、運営費補助金を期末支払資金残高における運営費収入に含めていなかったため、資金不足を法人本部よりの借入金としていましたが、平成27年度決算において精算致します。
						6	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	退去者の居室の掃除代など原状回復費用が入居者が先に支払った利用料の返金分と相殺され、尚且つ、本人負担の費用や修繕費が、実費がその他利用料に振り替えて会計処理がなされていた。この会計処理に対して経緯報告し改善すること。	従来、退去時に当法人が各業者へ手配をし、その代金を利用者へ請求しておりました。今後は立替金処理をするのと同時に、利用料返還金分とは別に精算するよう、事務処理変更を行い来年度より実施します。
						7	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	平成27年3月31日医療法人至誠会へ平成26年度分介護保険請求事務代行として315,162円が委託費として支払われていた。委託契約書もなく、介護保険適応施設でもないのに支払いをしなければならぬ根拠を報告すること。	ご指摘の委託費は、生活費等入居者負担分請求業務にかかるものですが、摘要を他の介護保険事業等と一緒に「介護保険請求事務委託料」としておりました。今後は、誤解を与えない摘要へ変更し、また今年度中に委託契約を締結いたします。
8	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	医療法人至誠会嘱託医報酬(毎月45万円)が業務委託契約で締結しているのに勘定科目が保健衛生費として計上されていた。勘定科目は業務委託費であり、なぜ保健衛生費となるのか、また、どのような行為に対しての支出なのか報告すること。	ご指摘の件につきましては、補正予算編成後に勘定科目を業務委託費へ訂正いたします。また、委託内容については、毎月2回の訪問による健康・医療相談および体調不良時に昼夜を問わない電話対応や緊急時の適切な指示などです。						
中部	軽費老人ホーム	実地	平成27年9月8日	(福)親誠会	ケアハウスひまわり昭和町	9	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	毎月預金の残高を確認しなければならないのに、預金出納帳がマイナス残になっており整合性が取れない。毎月末には取引金融機関の残高と帳簿残高は照合し確認すること。	同一の口座に普通預金と修繕積立金が混在していたが、平成27年2月より修繕積立金専用口座を設け別々に管理しています。
中部	軽費老人ホーム	実地	平成27年10月6日	(福)みのり福祉会	関金インターケアハウス	—	—	指摘事項なし	—
中部	軽費老人ホーム	実地	平成27年10月29日	(福)うわなだ福祉会	ケアハウス ラボム苑	1	第1の1(1) 第1の1(12) 入所者処遇の充実	重要事項説明書と入居契約書がホッチキス止めで割印が押印されていない。これらについては偽造防止の観点から袋とじ又は割印により作成すること。	12月からの入居については重要事項説明書、入居契約書は袋とじ及び割印で作成している。
						2	第1の1(1)ウ 入所者処遇の充実	「処遇方針」の様式について、入所者及び家族の希望等の記載欄が無く、入所者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行ったことが確認できなかったこと。また、居宅サービス等を位置付けたものに係る理由や利用の形態等の記録がなく、居宅サービス等を提供する者との連携が確認できなかったことから、それらが確認できるように記録すること。	・12月から処遇方針の様式に入所者と家族の希望に応じたサービスを提供していることが確認できる記録を行っている。 ・介護サービスを利用されるに至った経緯とサービスの内容も記録することとした。 ・ケアマネージャー、サービス提供者、家族との会議内容も記録し、ラボム苑職員以外の方との連携も確認できるものとした。
						3	第1の1(1)ウ 入所者処遇の充実	居宅サービスの利用状況等については、当日の状況が提示された一覧表で管理されているだけだったので、個人ファイルの中で継続的なものとして管理するなどにより、入所者がその心身の状況等に応じて適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行ったことが確認できるように記録すること。	12月から入所者の心身の状況に応じて、介護保険サービス等を受けることができるよう、家族、ケアマネージャー、サービス提供者などへの働きかけや連絡・調整・サービスの内容なども個人ファイルに明確に記録することとした。
						4	第1の1(1)ウ 入所者処遇の充実	処遇方針及びチェック表が「処遇方針」の綴、入居申し込み、入居時の嗜好調査及び支援記録等が「個人ファイル」の綴、重要事項説明書及び契約書が「契約書関係」の綴にそれぞれ保存されているが、居宅サービス等を提供する者との連携に係る記録は存在しないなど、入所者の支援に係る事項が一連のものとして確認できる書類の整理を工夫すること。	12月から入所者に情報が記録されている書類を個人ファイルに一本化し、どの職員もすぐに入所者の状況を把握できるようにした。
						5	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	賞与の支給実態があるが、賞与引当金の計上がなされていなかった。については毎年相当額支給されていること、また、客観的かつ合理的に見積もることが可能であることに鑑み、所要額を賞与引当金として計上すること。	夏季賞与支給対象勤務期間1月から6月までのうち、1月から3月分を毎年度末に見積もり、賞与引当金として計上することとする。平成28年3月の理事会で、夏季賞与支給の対象勤務期間の1月から3月分を賞与引当金として補正予算に計上することを了承してもらう。
						6	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	退職給付引当金について、26年度決算において掛金拠出額200,241円を費用処理し退職給付引当金計上をしているが、県社協の退職給付引当金計上は社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額退職給付引当金を計上すること。	毎年県社協の退職共済掛金を退職給付引当資産とし、同額の退職給付引当金を計上する。27年度の県社協の退職共済掛金を退職給付引当金とし、同額の退職給付引当金を補正予算に計上することを、平成28年3月の理事会で承認してもらう。

中部	特別養護老人ホーム	実地	平成27年11月12日	(福)立石会	みどり園	第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	香典代3,000円が支出されているが、法人、施設とも規程がない。経理規程第24条に基づき、規程を作成し理事会の承認を受けてから支出すること。	葬祭規程を作成しましたので、次回理事会に承認を得るようにします。
						第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	退職給与引当金の経理規程の見直しについて、経理規程第47条(退職給与引当金)1項、2項現状の扱いに変更すること。退職給与引当金について、現状の経理処理と経理規程とが、乖離していた。については新会計基準に移行してからの取扱いについてはモデル経理規程に沿って改定すること。	平成27年12月3日理事会にて経理規程を改定しました。今年度決算では引当金に計上します。
						第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	日本赤十字への寄付金について、活動資金寄付200,000円が支出されているが、社会福祉法人は公的な位置づけであり寄付はできない。	今後は寄与しません。
						第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	保健衛生費での入所者の入院費負担、保険金入金で、相殺処理されているが会計基準は総額表示すること。	入所者の入院費用は立替金で処理し、保険金入金で立替金を処理します。
						第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	小口現金で入所者の通院代が雑費で支出されているが、入所者個人が支払うもので施設では支出はできない。	今後通院費は、入所者個人で支払ってもらいます。
						第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	予算の額と差異が著しい勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。	今後著しい勘定科目については、理由を記載します。
						第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	小口現金出納帳が作成され日々小口現金として利用されているため、補助帳と小口現金出納帳との整合性をとること。	今後は、整合性がとれるように日付ごとに処理します。
中部	軽費老人ホーム	実地	平成27年11月24日	(福)みのり福祉会	倉吉スターガーデン	第2の5ア 事故発生時の対応	骨折など治療に一月程度要する事故が発生した場合は県に速やかに届出ること。	ご指摘があった事故については、事故報告書として取りまとめ、12月3日に県に提出しました。今後は、このようなことのないよう職員に周知徹底し、速やかに県に報告します。また、事故の未然防止に努めていきます。
						第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	当該会計年度におけるすべての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならないが、3月31日に法人本部から借入金の残金220,907円のみ入金になっているが資金収支計算上では16,059,000円となっており、整合性が取れない状況である。	設備資金借入金収入の計上額と預金口座の実態が整合性の取れない状況にあるが、このような処理をした経過については次のとおりである。 1. 27年度の土地所得は、前理事との損害賠償請求訴訟の和解に基づくもので、理事会等の和解調書の承認議決とそれに付随する必要経費の補正予算案の承認議決を同時に取り、その議決に基づき会計処理を行う必要があった。 2. 当初は流動資産及び流動負債である拠点区分間貸付・借入金を通し、資金の流れを表す仕訳も考えたが、財産簿表上の表示は実際に行った会計処理と同時になること、併せて、土地を所有することとなる施設ごとに補正予算を計上することが、理事等にとって理解がしやうと見え、このような会計処理を行ったものである。 3. 平成27年3月3日付けで和解した和解調書に基づく土地取得経費は、金融機関から借入れを行う必要があり、また義務付けられた土地購入費の支払い、抵当権設定などを3月19日にすべて行う必要があったが、平成27年度当初予算の編成時期も過ぎた日程となることから、あらかじめ平成27年度予算に計上する借入金償還額と支払利息額を積算する必要があり、また26年度決算書の貸借対照表の「1年以内返済予定設備資金借入金」の額の積算のため、施設の借入額を限りなく決定するためにも、この処理を行ったものである。 なお、この処理方法が、同様に理事等に理解しやすいものとなりかつ理事会等に説明しやすいものと考えたところである。 具体的には、土地代15,615,000円、法務局への登録免許税170,907円、司法書士の登記報酬10,800円、金融機関との融資契約の印紙代13,800円、先取り支払利息27,586円の支出経費が必要であり、借入金残額を仮支金220,907円として3月19日に会計処理を行った。そして、3月31日付で、仮払金にあたる220,907円を本部から資金移動し、貸借対照表上の仮払金をなくす会計処理を行ったものである。
						第2の1(11)イ施設の運営管理体制の確立	修繕積立金、積立資産300万円として計上されているが、②施設整備等積立金とすること。	今後この目的のための積立金を理事会等に諮る際に、修繕積立金から設備整備等積立金に変更する予算措置を提案し、理事会等の了承を得た後に施設整備積立金とします。
中部	養護老人ホーム	実地	平成27年12月8日	(福)鳥取県厚生事業団	母来寮	第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	サービス区分養護老人ホーム区分で本部へ繰入金支出2,870,000円資金移動しているが前期未支払資金残高が△2,118,688円となっており本部へ資金移動ができない。サービス区分養護老人ホーム区分の母来寮 資金収支明細書(別紙1)で、本部拠点区分繰入金支出2,870,000円資金異動しているが、前期未支払資金残高が▲2,118,688円となっており本部への資金異動は出来ないため、今後、このような資金異動はしないこと。	仕訳入力の誤りであるため、過年度修正として平成27年12月24日付でサービス区分間の内部取引を行った。
						第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	母来寮拠点区分の預金残高証明の合計と貸借対照表の預金合計が一致しない。積立資産は特養、障害拠点区分から集めた一括定期積立資産となり、資金の管理は、それぞれの拠点の資産の色はつかず、以後、貸借対照表と預金残高が一致することなく推移することとなる。資金管理が正しく行われているが簡単に判断出来ない。母来寮拠点区分の預金残高証明の合計と貸借対照表の預金合計が一致しない。これは年度当初に昨年度の積立資産11,083,000円を本部の積立資産の専用口座に振替、本部で管理していることが原因である。(資料で確認すると、その積立資産は、特養、障がい拠点区分からの資金の振替分も含めて127,616,000円の一括定期預金となっている。)しかし、法人本部への資金異動は仕訳処理に基づくのではなく正規の簿記の原則に基づいた処理とは言い難い。については、仕訳に基づいた処理を行い、資金異動を明瞭に記載するとともに、各積立資産の管理については、積立金と同額の資産が確保されるよう注意すること。	法人名義の定期預金であっても内訳表を作成し貸借対照表と照合することにより監事の承認を得ていたが、今後は積立資産については拠点毎に区分し管理することとする。
中部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)清和会	ケアハウスうづぶき	第2の1(11)イ施設の運営管理体制の確立	ケアハウスうづぶき拠点区分の事業活動計算書について、当期末繰越活動増減差額が△58,662,655円となっており、積立金を積立てることが出来ない。ただし、社会福祉法人会計基準適用上の留意事項により、積立資産に計上できるため、理事会で目的外崩して審議、承認の上、積立資産のみにする議決を得ること。	平成28年2月の理事会で、積立金取崩の審議を行い、了承の上で積立資産のみ計上するよう議決を得る。

中部	軽費 老人ホーム	書面	-	(福)福生会	ケアハウス三喜苑	1	第2の1 (11)イ 施設の運 営管理体 制の確立	建設積立金及び備品購入積立金はケア ハウスでは積立が出来ないので理事会で 取り崩し、①人件費積立金、②施設整備 等積立金に積立てるように理事会で審議 すること。また、拠点区分毎の財務諸表の 注記すること。平成27年3月31日のケ アハウス拠点区分 貸借対照表に修繕積 立金(3,000,000円)・建替積立金 (5,000,000円)が計上されているが、運営 費等の使途範囲で、認められている積立 金の積立は、人件費積立金・施設整備等 積立金となっているので、理事会の承認を 得て上記積立金と同時に同額の積立資産 を、貸借対照表に計上すること。	関係法令・通知に基づき各種積立金(修繕 費積立金・備品等購入積立金)を取崩し、 施設整備等積立金として積み立て直しす るよう、理事会議案に提出します。(H28 年3月補正予算)
中部	軽費 老人ホーム	書面	-	(福)敬仁会	ケアハウス ル・サンテリオン	—	—	指摘事項なし	—
中部	軽費 老人ホーム	書面	-	(福)立石会	ケアハウスみどり園	1	第1の1 (13) 入所者処 遇の充実	平成26年度、貸借対照表の流動負債預 かり金11,676,054円が、計上されているが、 ケアハウスの入居者の保証金が含まれて おり、職員等の社会保険料、所得税とは 区別し固定負債へ移動して、長期預り金と して流動資産の預金から保証金を長期 預り金積立資産として処理すること。	ケアハウスの入所者の保証金と、職員等 の社会保険料、所得税とは区別して、固 定負債へ移動し、流動資産の貯金から保 証金を長期預り金積立資産として処理 しました。
						2	第2の1 (11)エ 施設の運 営管理体 制の確立	減価償却費について、平成26年3月31 日19,800,252円、平成27年3月31日 30,085,309円が事業活動収支計算書に計 上されているが、平成26年度末は建物の 償却率と償却額が乖離している。また、 平成27年度末は固定資産管理台帳の建 物の償却率と償却額は整合性が取れてい るが、事業活動収支計算書は上記のと おり金額が一致せず償却額が操作されて いる。償却額の操作について報告すると ともに、新会計基準の移行に向けて償却累 計額の検証をして平成28年度末は適切 な処理と金額を計上すること。	本年度末決算において、県のご指導をあ おきながら、適切な会計処理を行い、金額 を計上するものです。
						3	第2の1 (11)エ 施設の運 営管理体 制の確立	貸借対照表及び事業活動収支計算書が 前年対比となっていない。	貸借対照表及び事業活動収支計算書を 前年対比としました。
						4	第2の1 (10)イ 施設の運 営管理体 制の確立	積立資産に施設立替資金積立預金 58,100,000円が計上されているがこのよ うな処理はできなく、純資産に対して積立金 が計上されず処理されている。また、 平成26年度末の次期繰越活動収支差額 が88,322円になっているために積立金に 58,100,000円計上することができない。新 会計基準に移行した平成27年度の決算 で、次期繰越活動収支差額と資金管理上 の理由で積立資産の積立が必要か否か で、積立金額を確認し経理処理すること。	今期決算において、施設立替金勘定を廃 止して、同勘定科目の金額を設備等積立 金に移行して修正します。次期繰越活動 収支差額と資金管理上の理由で積立資産 の積立金を確定して適切な経理処理をい たします。
						5	第2の1 (11)イ 施設の運 営管理体 制の確立	積立預金と積立金が平成24年度から貸 借対照表との整合性が取れず、会計処理 として不適切である。	今期決算において、積立預金と積立金の 整合性をとり、適切な会計処理をおこな います。
中部	軽費 老人ホーム	書面	-	(福)立石会	第2ケアハウスみどり園	1	第1の1 (13) 入所者処 遇の充実	平成26年度、貸借対照表の流動負債預 かり金7,025,516円が、計上されているが、ケ アハウスの入居者の保証金が含まれてお り、職員等の社会保険料、所得税とは区 別し固定負債へ移動して、長期預り金と して流動資産の預金から保証金を長期預 り金積立資産として処理すること。	ケアハウスの入居者の保証金と、職員等 の社会保険料、所得税とは区別して、固 定負債へ移動し、流動資産の預金から保 証金を長期預り金積立資産として処 理しました。
						2	第2の1 (11)エ 施設の運 営管理体 制の確立	減価償却費について、平成26年3月31 日64,308,438円、平成27年3月31日 14,702,576円が事業活動収支計算書に計 上されているが、平成26年度末は建物の 償却率と償却額が乖離している。また、 平成27年度末も償却金額を償却率換算 しても一致しない。新会計基準の移行に 向けて償却累計額の検証をして平成28年 度末は適切な処理と金額を計上すること。	本年度末決算において、県のご指導をあ おきながら、適切な会計処理を行い、金額 を計上するものです。
						3	第2の1 (11)エ 施設の運 営管理体 制の確立	貸借対照表及び事業活動収支計算書が 前年対比となっていない。	貸借対照表及び事業活動収支計算書が 前年対比としました。
						4	第2の1 (10)イ 施設の運 営管理体 制の確立	積立資産に施設立替資金積立預金 76,400,000円が計上されているがこのよ うな処理はできなく、純資産に対して積立金 が計上されず処理されている。また、平 成26年度末の次期繰越活動収支差額が 83,303円になっているために積立金に 21,770,000円計上することができない。新 会計基準に移行した平成27年度の決算 で、次期繰越活動収支差額と資金管理上 の理由で積立資産の積立が必要か否か で、積立金額を確認し経理処理すること。	今期決算において、施設立替金勘定を廃 止して、同勘定科目の金額を設備等積立 金に移行して修正します。次期繰越活動 収支差額と資金管理上の理由で積立資産 の積立金を確定して適切な経理処理をい たします。
						5	第2の1 (11)イ 施設の運 営管理体 制の確立	積立預金と積立金が平成25年度から貸 借対照表との整合性が取れず、会計処理 として不適切である。	今期決算において、積立預金と積立金の 整合性をとり、適切な会計処理をおこな います。
中部	特別養護 老人ホーム	書面	-	(福)みのり福祉会	倉吉スターロイヤル	—	—	指摘事項なし	—

平成27年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 西部総合事務所福祉保健局

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項			
						主眼事項区分	指摘内容	改善状況・今後の改善予定	
西部	特別養護老人ホーム	実地	平成27年10月20日	(福)萌生会	特別養護老人ホームきずな	第2の1(11)工施設の運営管理体制の確立	平成26年度の財務諸表の数字が、各々整合性が取れていないため、適切な数字を精査すること。 【社会福祉法人会計基準の制定について(平成12年2月17日社援第310号)第1章第3条第1項及び第4項】	鋭意精査した結果、以下の書類のとおり判明いたしましたので、改善状況がわかる関係書類として添付し報告いたします。 ①精査結果に伴う新会計移行前修正仕訳 ②整合性の一致した精査後の平成26年度の財務諸表(及び整合性確認表) ③新会計移行後の期首貸借対照表サービス区分別内訳表 ④新会計移行後の財務諸表(様式1法人全体) ⑤新会計移行後の財務諸表(様式4拠点区分) ⑥新会計移行後の財務諸表(別紙3拠点区分資金収支明細書及び別紙4拠点区分事業活動明細書) なお、新会計の移行に伴い、新たな会計システムの導入を行うとともに、顧問会計事務所による月次監査を行うことにより、会計上の整合性が常にとれるよう対策を講じた。	
西部	特別養護老人ホーム	実地	平成27年10月26日	(福)こうほうえん	地域密着型介護老人福祉施設みなと幸朋苑	1	-	指摘事項なし	-
西部	特別養護老人ホーム	実地	平成27年10月28日	(福)こうほうえん	介護老人福祉施設なんぶ幸朋苑	-	-	指摘事項なし	-
西部	特別養護老人ホーム	実地	平成27年10月28日	(福)こうほうえん	ユニット型介護老人福祉施設なんぶ幸朋苑	-	-	指摘事項なし	-
西部	軽費老人ホーム	実地	平成27年11月9日	(福)こうほうえん	ケアハウスさかい幸朋苑	-	-	指摘事項なし	-
西部	軽費老人ホーム	実地	平成27年11月26日	(福)いずみの苑	ケアハウスいずみの苑	第2の1(3)施設の運営管理体制の確立	補助簿のうち基本金台帳の整備をすること。 【会計関連】	すぐに台帳を整備し完了済。	
西部	軽費老人ホーム	実地	平成27年12月22日	(福)宏平会	ケアハウス大山のふもと	第2の5ウ事故発生時の対応	事故発生防止のための委員会を設置し、定期的に開催すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成20年5月30日老発第0530002号)第5の16(3)】	事故の対応は都度行っているが、定期的に委員会を開き、事故報告書、ひやりハットの件数、対応、分析を行っていく。今後は委員会としてメンバーを決め、毎月第3火曜日14時30分に開催し分析を行っていく議事録も残していく。	
西部	養護老人ホーム	書面	-	(福)鳥取県厚生事業団	鳥取県立皆生尚寿苑	-	-	指摘事項なし	-
西部	軽費老人ホーム	書面	-	(福)大徳会	軽費老人ホーム玉真園	第1の1(7)ア入所者処遇の充実	感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)を概ね3月に1回以上開催すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第26条2項(平成20年5月9日厚生労働省令第107号)】	感染対策委員会を3月に1回以上実施することを、次年度以降の事業計画に組み込み、計画的に開催し、定例及び必要に応じて随時開催するように致します。	
西部	軽費老人ホーム	書面	-	(福)宏平会	軽費老人ホーム福原荘	-	-	指摘事項なし	-
西部	軽費老人ホーム	書面	-	(福)こうほうえん	ケアハウスなんぶ幸朋苑	-	-	指摘事項なし	-
西部	軽費老人ホーム	書面	-	(福)こうほうえん	ケアハウスよなご幸朋苑	-	-	指摘事項なし	-
西部	軽費老人ホーム	書面	-	(福)和貴	ケアハウスかずき	-	-	指摘事項なし	-
西部	軽費老人ホーム	書面	-	(福)敬仁会	ケアハウスル・ソラリオン名和	-	-	指摘事項なし	-
西部	軽費老人ホーム	書面	-	(福)真誠会	ケアハウスリバーサイド	-	-	指摘事項なし	-